

○ 身体障害者手帳

区分		障害の程度	
		手帳をお持ちの方が運転する場合	手帳をお持ちの方と生計を一にする方が運転する場合
視覚障害		1 級 2 級 3 級 4 級	1 級 2 級 3 級 4 級
聴覚障害		2 級 3 級	2 級 3 級
平衡機能障害		3 級	3 級
音声機能障害		3 級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）	
上肢不自由		1 級 2 級	1 級 2 級
下肢不自由		1 級 2 級 3 級 4 級 5 級 6 級	1 級 2 級 3 級
体幹不自由		1 級 2 級 3 級 5 級	1 級 2 級 3 級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級 2 級	1 級 2 級
	移動機能	1 級 2 級 3 級 4 級 5 級 6 級	1 級 2 級 3 級
心臓機能障害		1 級 3 級	1 級 3 級
じん臓機能障害		1 級 3 級	1 級 3 級
呼吸器機能障害		1 級 3 級	1 級 3 級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1 級 3 級	1 級 3 級
小腸の機能障害		1 級 3 級	1 級 3 級
ヒト免疫ウイルスによる免疫機能障害		1 級 2 級 3 級	1 級 2 級 3 級
肝機能障害		1 級 2 級 3 級	1 級 2 級 3 級

※ 複数の障害がある場合は、それぞれの障害の程度が上記対象範囲内であれば減免の対象になります。

○ 療育手帳 ・ ・ ・ 総合判定A

○ 精神障害者保健福祉手帳 ・ ・ ・ 1 級

○ 戦傷病者手帳

区分	障害の程度	
	手帳をお持ちの方が運転する場合	手帳をお持ちの方と生計を一にする方が運転する場合
視覚障害	特別項症 第 1 項症 第 2 項症 第 3 項症 第 4 項症	特別項症 第 1 項症 第 2 項症 第 3 項症 第 4 項症
聴覚障害	特別項症 第 1 項症 第 2 項症 第 3 項症 第 4 項症	特別項症 第 1 項症 第 2 項症 第 3 項症 第 4 項症
平衡機能障害	特別項症 第 1 項症 第 2 項症 第 3 項症 第 4 項症	特別項症 第 1 項症 第 2 項症 第 3 項症 第 4 項症
音声機能障害	特別項症 第 1 項症 第 2 項症(喉こ う頭摘出による音声機能障害があ る場合に限る。)	
上肢不自由	特別項症 第 1 項症 第 2 項症 第 3 項症	特別項症 第 1 項症 第 2 項症 第 3 項症
下肢不自由	特別項症 第 1 項症 第 2 項症 第 3 項症 第 4 項症 第 5 項症 第 6 項症 第 1 款症 第 2 款症 第 3 款症	特別項症 第 1 項症 第 2 項症 第 3 項症
体幹不自由	特別項症 第 1 項症 第 2 項症 第 3 項症 第 4 項症 第 5 項症 第 6 項症 第 1 款症 第 2 款症 第 3 款症	特別項症 第 1 項症 第 2 項症 第 3 項症 第 4 項症
心臓機能障害	特別項症 第 1 項症 第 2 項症 第 3 項症	特別項症 第 1 項症 第 2 項症 第 3 項症
じん臓機能障害	特別項症 第 1 項症 第 2 項症 第 3 項症	特別項症 第 1 項症 第 2 項症 第 3 項症
呼吸器機能障害	特別項症 第 1 項症 第 2 項症 第 3 項症	特別項症 第 1 項症 第 2 項症 第 3 項症
ぼうこう又は直腸の機能障 害	特別項症 第 1 項症 第 2 項症 第 3 項症	特別項症 第 1 項症 第 2 項症 第 3 項症
小腸の機能障害	特別項症 第 1 項症 第 2 項症 第 3 項症	特別項症 第 1 項症 第 2 項症 第 3 項症